

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

規 則

- 規則第30号 宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例附
則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則
……………（国民健康保険課）…2

告 示

- 告示第124号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2

訓 令 甲

- 訓令甲第5号 宇治市例規審査委員会規程……………（政策総務課）…2

公 告

- 公告第62号 横島関連面整備（十一その6）管渠建設工事に係
る条件付一般競争入札……………（契約課）…2
○公告第63号 宇治浄水場急速ろ過池ほか更新工事に係る一般競争入
札……………（契約課）…4
○公告第64号 予防接種の実施期間延長……………（健康づくり推進課）…7
○公告第65号 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団
地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定
……………（建築指導課）…7

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第26号 選挙管理委員会の招集……………7
○告示第27号 直接請求に必要な選挙人の数……………7

監 査 委 員

- 公表第13号 随時監査の結果の報告……………8

農 業 委 員 会

- 告示第1号 宇治市農業委員会規程の一部を改正する規程……………9

公 営 企 業

- 公告第25号 宇治市排水設備指定工事業者の指定……………9

正 誤

- 2020年（令和2年）5月1日付け宇治市公報第2293号
……………9

規 則

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。
令和3年12月17日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第30号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則
宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和2年宇治市規則第36号）の一部を次のように改正する。
本則中「、令和3年12月31日」を「、令和4年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宇治市告示第124号

市道路線の区域の変更について
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。
その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。
縦覧期間 令和3年12月17日から14日間
令和3年12月17日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区 間	前 後 別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
大久保町39号線	大久保町山ノ内7番地	前	2.1 ～2.5	8.7	起点地番「大久保町山ノ内72番地」を「大久保町山ノ内72番地の1」に改正。
	大久保町山ノ内72番地				
	大久保町山ノ内72番地の1	後	1.4 ～1.5	8.7	

訓 令 甲

宇治市訓令甲第5号

宇治市例規審査委員会規程を、次のとおり定める。
令和3年12月17日
宇治市長 松村 淳子
宇治市例規審査委員会規程
（設置）
第1条 例規の制定及び改廃に関する事項を審査するため、宇治市例規審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（審査事項）
第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審査する。
（1）条例の制定及び改廃に関する事項

（2）前号に掲げるもののほか、例規の制定及び改廃に関し必要があると認める事項
（組織）
第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
2 委員長は、政策経営部に属する事務を担当する副市長をもって充てる。
3 副委員長は、政策経営部長をもって充てる。
4 委員は、市長部局の副部長の職にある者をもって充てる。
（委員長等の職務）
第4条 委員長は、委員会の事務を掌理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。
2 委員長は、第2条各号のいずれかに該当する事項を所管する課等の長を会議に出席させ、当該事項について説明させるものとする。
3 委員長は、必要があると認めるときは、第3条第1項及び前項に規定する者以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
（審査の特例）
第6条 委員長は、会議を招集する暇がないとき又は軽易な改正であつて審査の必要がないと認めるときは、委員会の審査を省略することができる。
（庶務）
第7条 委員会の庶務は、政策経営部政策総務課において処理する。
（補則）
第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。
附 則
この規程は、令和4年1月1日から施行する。

公 告

宇治市公告第62号

横島関連面整備（十一その6）管渠建設工事に係る条件付一般競争入札について
横島関連面整備（十一その6）管渠建設工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。
なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。また、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。
令和3年12月3日

宇治市長 松村 淳子

- 1 入札に付する事項
- （1）工 事 名 横島関連面整備（十一その6）管渠建設工事
（2）工事場所 宇治市横島町十一地内ほか
（3）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。
- <夜間工事>
- 工事延長 L=305.1m
推進工 VPφ200 L=23.2m

SPφ400（VUφ200） L＝ 18.8m

取付管推進工 N＝ 9箇所

開削工 VUφ200 L＝263.1m

人孔工 N＝10箇所

取付管工 N＝16箇所

汚水枘設置工 N＝15箇所

立坑工 一式

薬液注入工 一式

付帯工 一式

（4）工 種 土木一式工事

（5）工事期間 契約日から令和4年11月30日まで 315日間

（6）そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

（2）宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

（3）4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

（5）宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

（6）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を土木一式工事業について受けている単体企業であること。

（7）本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の2第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価値通知における土木一式の総合評価値（P）が870点以上であること。

なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

（8）社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

（9）以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

（10）以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

（11）「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

（1）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

（2）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

① 配置予定監理技術者調書

② 配置予定現場代理人調書

（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

（3）提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

（1）確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都市府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（開庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和3年12月3日 午前9時から

令和3年12月9日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

（2）確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都市府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和3年12月3日 午前9時から

令和3年12月9日 午後2時まで

（3）入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和3年12月21日に電子入札システムにより通知する。

ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

（4）その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

（１）入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

（２）配布期間

令和３年１２月３日 午前９時から

令和４年１月１２日 午後２時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

（１）提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

（２）提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番 号：0774-20-8778

（３）質疑の受付期間

令和３年１２月３日 午前９時から

令和３年１２月２２日 正午まで

（４）回答

回答については、令和３年１２月２８日午後１時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

（１）入札期間

令和４年１月１１日 午前９時から午後６時まで

令和４年１月１２日 午前９時から午後２時まで

（２）開札日時

令和４年１月１３日 午前９時

8 入札書の提出方法

（１）電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

（２）紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

（１）本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

（２）その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

予定価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、補正係数（ α 値）を用いて算出する。

なお、最低制限価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。ただし、補正係数（ α 値）については公表しない。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の

100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

（１）前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

（２）部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

19 その他

（１）入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

（２）確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

（３）入札辞退者に不利益を課すことはない。

（４）新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

（５）1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先

宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

（揭示済）

宇治市公告第63号

宇治浄水場急速ろ過池ほか更新工事に係る一般競争入札について

宇治浄水場急速ろ過池ほか更新工事について、一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。また、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

令和3年12月3日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

（１）工 事 名 宇治浄水場急廻ろ過池ほか更新工事

（２）工事場所 宇治市五ヶ庄高車地内

（３）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

< 洗浄排水池改修工事 >	洗浄排水池改修工	一式
	洗浄排水池防水工	一式
< 急廻ろ過池築造工事 >	躯体工	一式
	仮設工	一式
	付帯工	一式
	防水工	一式
	付帯設備工	一式
	配管工	一式
	支障物撤去工	一式
< 場内配管工事 >	地盤改良工	V = 3, 5 9 1 m ³
	D I P N S 形 S 種 φ 6 0 0	L = 9. 4 m
< 建築工事 >	中間ポンプ室築造工	一式
	機械室築造工	一式

（４）工 種 土木一式工事

（５）工事期間 契約日から令和6年3月18日まで 782日間

（６）そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

（１）共同企業体の要件

- ① 構成員の数は、2者とする。その内訳は、（２）に定める要件を満たす共同企業体の代表者となる構成員（以下「代表者」という。）及び代表者以外の構成員であること。
- ② 自主結成された共同企業体であること。
- ③ 全ての構成員の出資比率が30パーセント以上であること。

（２）構成員の資格要件

共同企業体を結成した代表者及び代表者以外の構成員が次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ② 4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

④ 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

⑤ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を土木一式工事業について受けている単体企業であること。

⑥ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

⑦ 以下の全ての条件を満たす監理技術者を共同企業体の代表・構成員ともに工事現場に専任で配置し得ること。

- a）確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- b）本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- c）営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

⑧ 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- a）確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- b）営業所における専任の技術者以外の者であること。

⑨ 代表者が本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の2第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における土木一式の総合評定値（P）が1, 200点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものではない。

⑩ 代表者が会社又は技術者として浄水場における池状構造物の築造又は更新工事施工実績（公共及び元請で過去10年以内のものに限る。）を有すること。

⑪ 代表者が構成員の中でより大きな施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員の中で最大であること。

⑫ 代表者以外の構成員が宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

⑬ 代表者以外の構成員が本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な経営事項審査を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における土木一式の総合評定値（P）が870点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものではない。

⑭ 代表者以外の構成員が「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

（３）共同企業体の協定方式

協定方式の参考として「特定建設工事共同企業体協定書」を示すが、類似的協定方式でもよい。

（４）認定資格の有効期限

共同企業体の有効期間は、本工事の完成の日後3か月以上経過する日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

3 入札参加資格の確認

（１）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

（２）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 特定建設工事共同企業体協定書の写し

- ② 委任状の写し
- ③ 建設業の許可を証する書類の写し（代表者及び構成員共に提出すること。）
- ④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（代表者及び構成員共に提出すること。）
- ⑤ 以下のいずれかの書類（共同企業体の代表者用）
- a) 施工実績調査 1
- b) 施工実績調査 2
- (3) 提出部数 1部
- 4 入札参加資格の確認手続
- (1) 確認申請書及び関係書類の配布
- ① 入手方法
- 京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）
の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ② 配布期間
- 令和3年12月3日 午前9時から
 令和3年12月15日 午後2時まで
- ③ その他
- 確認申請書等作成説明会は、実施しない。
- (2) 確認申請書の提出
- ① 提出方法等
- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。
なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。
- ② 持参し、又は郵送する場合の提出先
- 郵便番号 611-8501
京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務部契約課
- ③ 確認申請書及び添付書類の受付期間
- 令和3年12月3日 午前9時から
 令和3年12月15日 午後2時まで
- (3) 入札参加資格の確認通知
- 確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。
- ① 審査結果は、令和3年12月28日に電子入札システムにより通知する。
ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。
- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。
- (4) その他
- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- 5 設計図書の配布
- (1) 入手方法
- 入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- (2) 配布期間

- 令和3年12月3日 午前9時から
令和4年1月19日 午後2時まで
- 6 設計図書類に関する質疑回答
- (1) 提出方法
- 設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。
- (2) 提出先
- 質疑宛先：宇治市総務部契約課
 FAX 番号：0774-20-8778
- (3) 質疑の受付期間
- 令和3年12月3日 午前9時から
 令和4年1月5日 正午まで
- (4) 回答
- 回答については、令和4年1月11日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。
- 7 入札期間及び開札の日時
- (1) 入札期間
- 令和4年1月18日 午前9時から午後6時まで
 令和4年1月19日 午前9時から午後2時まで
- (2) 開札日時
- 令和4年1月20日 午前9時
- 8 入札書の提出方法
- (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。
- (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。
- なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。
- 9 入札方法等
- 宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。
- 10 入札の無効
- 次の入札は、無効とする。
- (1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。
- なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。
- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。
- 11 予定価格
- 予定価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。
- 12 最低制限価格
- 本件については、最低制限価格を設定しない。
- 低入札価格調査制度を採用する。調査基準価格の算定に当たっては、補正係数（ α 値）は用いない。
- なお、調査基準価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、各年度出来高予定額に100分の40を乗じて計算した金額とする。

(2) 部分払

各会計年度の支払限度額の範囲で出来高に応じて支払う。

部分払の回数は、2回とする。

(3) 各年度の支払限度額

各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の進捗状況により、変更する場合がある。

令和3年度 37パーセント

令和4年度 33パーセント

令和5年度 30パーセント

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
- (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (4) 新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
- (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶3番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第64号

予防接種の実施期間延長について

予防接種の実施（令和3年宇治市公告第57号）の一部について次のとおり変更しますので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告します。

令和3年12月17日

宇治市長 松村 淳子

実施期間について「令和3年10月20日（水）から同年12月28日（火）まで」を「令和3年10月20日（水）から令和4年1月31日（月）まで」に変更します。

宇治市公告第65号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により公告し、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和3年12月17日

宇治市長 松村 淳子

- 1 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定を行った対象区域の位置

宇治市五ヶ庄二番割4番地の2及び三番割25番地の7

- 2 縦覧の場所

宇治市都市整備部建築指導課

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第26号

選挙管理委員会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第188条の規定により、次のとおり選挙管理委員会を招集します。

令和3年12月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

日 時	令和3年12月1日（水）	午前10時～
場 所	宇治市役所 選挙管理委員会室	
議 題	選挙人名簿の定時登録について	他
日 時	令和4年1月13日（木）	午前10時～
場 所	宇治市役所 選挙管理委員会室	
日 時	令和4年2月10日（木）	午前10時～
場 所	宇治市役所 選挙管理委員会室	

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第27号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な、令和3年12月1日現在の選挙人名簿における

選挙人の数を次のとおり定めます。

令和3年12月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

- 1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3,079人

- 2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

51,314人

- 3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25,657人

(掲示済)

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和3年12月1日

宇治市監査委員

池上 香朗

松岡 ゆかり

松峯 茂

第1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和元年度の定期監査における指摘事項に対して講じた措置を対象とし、次の項目について監査を実施した。

住民訴訟賠償金収入状況（契約課）

督促手数料収入状況（納税課）

市税過年度還付金支出状況（納税課）

文化会館使用料収入状況（文化スポーツ課）

道路占用料収入状況（建設総務課）

境界明示手数料収入状況（建設総務課）

中学校施設使用料収入状況（教育総務課）

複写機使用料収入状況（中央図書館）

図書館資料提供費支出状況（中央図書館、東宇治図書館）

（文化スポーツ課及び教育総務課の監査対象事務は、令和元年度の定期監査当時、文化自治振興課及び生涯学習課がそれぞれ所管していた事務である。）

第3 監査の着眼点

令和元年度の定期監査における指摘事項について、提出された措置状況報告書のとおり、監査対象課において措置が講じられ、事務の適正化及び改善が図られているかに着眼して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、監査対象項目の事務事業のうち、主として令和3年4月1日から同年7月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証憑書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査及び実地調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和3年9月1日から30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年10月19日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、残念ながら、下記のとおり一部に措置状況報告書に記載された措置が講じられていない所屬が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見受けられなかったものについては、次回定期監査においても、指摘事項の無いように、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

- 1 総務部契約課

- (1) 住民訴訟賠償金収入状況について

令和元年度の定期監査において、債権回収の遅れが見受けられた。今後は、必要な手続及び事務処理を進められ、早急に債権回収されることを求めると指摘した。

これに対し、契約課からは改めて請求を行うという業者選定委員会の決定に基づき、債権整理に向けて、各業者に対し方針の通知を進めているとの報告があった。

今回、随時監査を行ったところ、債権整理に向け鋭意取り組まれていることが確認できた。

2 総務部納税課

- (1) 督促手数料収入状況について

令和元年度の定期監査において、督促手数料の滞納繰越分の調定期間に不備が見受けられたと指摘した。

これに対し、納税課からは督促手数料の滞納繰越分は例年、一括して調定していたが、今後以降は前々年度以前分と前年度分をそれぞれ適正な時期（4月及び6月）に調定ができるよう、現在その準備として区分して整理を行っているとの報告があった。

今回、随時監査を行い、適正な時期に調定が行われていることが確認できた。

- (2) 市税過年度還付金支出状況について

市税過年度還付金は、資金前渡を受けた職員から納税者に支払われているが、令和元年度の定期監査において、平成28年度の定期監査に引き続き、当該資金の精算に遅れが見受けられたと指摘した。

これに対し、納税課からは過年度還付金の前渡資金については毎月精算を基本に、より一層速やかな精算を行えるよう事務改善を行ったとの報告があった。

今回、随時監査を行ったところ、精算の遅れは見受けられず、改善されていることが確認できた。

3 産業地域振興部文化スポーツ課

- (1) 文化会館使用料収入状況について

令和元年度の定期監査において、文化会館使用料について、調定及び市への入金の遅れが見受けられたと指摘した。

これに対し、文化自治振興課（現在は文化スポーツ課が所管）からは受託者より提出のあった「使用料収入状況報告書」等を当課において速やかに確認した上で調定するとともに、入金遅れについては、受託者に早期の入金を徹底するよう指導したとの報告があった。

今回、随時監査を行ったところ、調定の遅れは見受けられず、改善されていることが確認できた。また、入金の遅れについても改善されていることが確認できた。

4 建設部建設総務課

- (1) 道路占用料収入状況について

令和元年度の定期監査において、平成28年度の定期監査に引き続き、道路占用料及び水路使用料が納期限までに納付されないことがあると指摘した。

これに対し、建設総務課からは占用料が納期限までに納付されていないことについては、納期限までに納付がなされていない占用者に対し、電話や訪問による納付依頼の実施、また、督促状を送付するなど、納期限内に納付されるよう事務の改善を行ったとの報告があった。

今回、随時監査を行い、納期限までに納付されない占用者に対し、適切な時期に納付指導や督促状の発送が行われ、適正に処理されていることが確認できた。

- (2) 境界明示等手数料収入状況について

令和元年度の定期監査において、平成28年度の定期監査に引き続き、手数料の指定金融機関への払込みの時期に遅れが見受けられると指摘した。

これに対し、建設総務課からは課窓口で支払いを受けた手数料収入に関して、指定金融機関へ払い込む時期が遅れないよう、伝票作成及び入金を日常の業務スケジュールに組み込み、確認することとする見直しを行ったとの報告があった。

今回、随時監査を行ったところ、指定金融機関への払込みの時期に遅れは見受けられず、改善されていることが確認できた。

5 教育部教育総務課

- (1) 中学校施設使用料収入状況について

令和元年度の定期監査において、学校施設使用条例等に基づく事務処理が行われていないと指摘した。

これに対し、生涯学習課（現在、教育総務課が所管）からは使用料の算定誤りについては、指導・是正するとともに、差額を収納した。また、学校体育施設の使用手続については、本事業の委託先である各開放校の運営委員会及び学校施設の使用許可権者である学校長に対して、適正な事務処理について、新年度（令和2年度）に、文書により通知を行い改善が図られるよう要請を行う予定としている。さらに、適正な事務処理を図ること

ができるよう、書類等の見直し等に向けた研究検討を進めるとの報告を受けた。

今回、随時監査を行ったものの、依然として同様の状況が散見されるときともに、新たに使用料を還付せずに別月に振り替える等の事例も見受けられた。

適正な事務の執行のため、早急に改善を図られるよう強く求める。

6 教育委員会中央図書館

(1) 複写機使用料収入状況について

令和元年度の定期監査において、調定の遅れが見受けられたと指摘した。

これに対し、中央図書館からは複写機使用料の収入金に係る調定の遅れについては、調定処理を半月に1回行うこととし、速やかに指定金融機関に入金することとしたとの報告を受けた。

今回、随時監査を行ったところ、調定の遅れは見受けられず、改善されていることが確認できた。

(2) 図書館資料提供費支出状況について

令和元年度の定期監査において、支出負担行為の重複が見受けられたと指摘した。

これに対し、中央図書館からは支出負担行為の重複については、重複した支出負担行為を取消して是正をした。また、今後の改善を図るため、1回の支出負担行為により複数回に分けて支出命令を行う新聞代金等の案件を事務引継書に記載するとともに職場内でその旨を共有したとの報告を受けた。

今回、随時監査を行ったところ、支出負担行為の重複については見受けられなかったものの、支出負担行為の遅れが複数見受けられた。

今後は、適正な事務の執行に努められたい。

7 教育委員会東宇治図書館

(1) 図書館資料提供費支出状況について

令和元年度の定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した。

これに対し、東宇治図書館からは支出負担行為にかかる事務処理をより適切な時期に行うよう見直し今後の改善を図ることとし、その旨を職場内で共有するとともに事務引継書に記載したとの報告を受けた。

今回、随時監査を行ったところ、支出負担行為の遅れが1件見受けられた。

今後は、適正な事務の執行に努められたい。

(揭示済)

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会告示第1号

宇治市農業委員会規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和3年12月17日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

宇治市農業委員会規程の一部を改正する規程

宇治市農業委員会規程（昭和58年宇治市農業委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

別記様式の表を次のように改める。

表

農地等立入調査証

氏 名

生年月日 年 月 日

有効期限 年 月 日

写 真
添付欄

上記の者は、宇治市農業委員会の であることを証する。

宇治市農業委員会印

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第25号

宇治市排水設備指定工事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和3年12月17日

宇治市長 松村 淳子

指定番号	指定工事業者名
第378号	有限会社柴田ポンプ水道工業所

正 誤

2020年（令和2年）5月1日付け宇治市公報第2293号中

ページ	欄	行	誤	正
6	右	下から7目	多児妊娠	多胎妊娠

